

令和2年第3回

石川県議会定例会議案

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	令和2年度石川県一般会計補正予算（第3号）	1
議案第2号	石川県公立大学法人が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について	5
議案第3号	石川県公立大学法人定款の一部変更について	7
議案第4号	石川県手数料条例の一部を改正する条例について	9
議案第5号	石川県税条例の一部を改正する条例について	11
議案第6号	本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第7号	財産の取得について（空港用ロータリ除雪車）	19
議案第8号	石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例について	21
議案第9号	損害賠償額の決定について	23
議案第10号	財産の取得について（動物用焼却炉）	25
議案第11号	損害賠償額の決定について	27
議案第12号	金沢港ガントリークレーン1号機損傷事故損害賠償請求事件に係る和解について	29
議案第13号	請負契約の締結について（七尾警察署庁舎建設工事（建築））	31
報告第1号	令和元年度石川県一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について	33
報告第2号	令和2年度石川県一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について	39
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	43
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	45
報告第5号	令和元年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について	47
報告第6号	令和元年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について	61
報告第7号	令和元年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について	63
報告第8号	令和元年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について	65
報告第9号	令和元年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について	67
報告第10号	令和元年度石川県立高松病院事業会計予算繰越計算書について	69
報告第11号	令和元年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について	71

## 議案第1号

### 令和2年度石川県一般会計補正予算(第3号)

令和2年度の石川県一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,152,525千円を追加し、歳入歳出それぞれ622,544,525千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 63,585,353	千円 12,477,525	千円 76,062,878
	2 国庫補助金	30,480,905	12,477,525	42,958,430
12 繰入金		16,390,478	8,000,000	24,390,478
	2 基金繰入金	16,240,438	8,000,000	24,240,438
14 諸収入		61,768,433	11,675,000	73,443,433
	6 雑入	10,640,548	11,675,000	22,315,548
歳入合計		590,392,000	32,152,525	622,544,525

議案第一号 令和2年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
4 県民文化スポーツ費		11,064,778	75,000	11,139,778
	2 文化スポーツ費	9,116,599	75,000	9,191,599
5 健康福祉費		90,702,983	12,206,620	102,909,603
	2 子育て福祉費	16,465,723	93,620	16,559,343
	4 地域福祉費	14,181,086	2,000,000	16,181,086
	5 健康推進費	5,976,651	113,000	6,089,651
	7 医薬看護費	8,285,091	10,000,000	18,285,091
7 商工労働費		49,007,844	15,486,000	64,493,844
	1 商工費	47,288,428	15,471,000	62,759,428
	2 労働費	1,626,834	15,000	1,641,834
8 観光費		3,100,830	600,000	3,700,830
	1 観光戦略推進費	3,100,830	600,000	3,700,830
9 農林水産業費		34,868,411	305,000	35,173,411
	1 農業費	16,359,315	305,000	16,664,315
12 教育費		101,523,140	479,905	102,003,045
	1 教育総務費	13,221,768	209,000	13,430,768
	2 小中学校費	54,374,404	10,960	54,385,364
	3 高等学校費	23,195,492	105,600	23,301,092
	4 特別支援学校費	8,632,049	124,345	8,756,394
	6 保健体育費	146,769	30,000	176,769
15 予備費		200,000	3,000,000	3,200,000
	1 予備費	200,000	3,000,000	3,200,000

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	590,392,000	32,152,525	622,544,525
	合 計	590,392,000	32,152,525	622,544,525

## 議案第2号

### 石川県公立大学法人が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第1項の規定により、石川県公立大学法人が行う出資等に係る不要財産の納付について、次のとおり認可する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 財産の種類及び数量  
土地 309.09平方メートル
- 2 財産の所在  
野々市市中林三丁目49番6 ほか6筆
- 3 納付の相手方  
石川県

議案第3号

石川県公立大学法人定款の一部変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、石川県公立大学法人定款の一部を次のように変更する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 正 憲

別表の1の(2)の表中

を

土地	野々市市市中林三丁目49番1	学校用地	291
土地	野々市市市中林三丁目50番	学校用地	818
土地	野々市市市中林三丁目51番1	学校用地	627
土地	野々市市市中林三丁目52番1	学校用地	49

に、

土地	野々市市市中林三丁目49番1	学校用地	102
土地	野々市市市中林三丁目50番1	学校用地	820
土地	野々市市市中林三丁目51番1	学校用地	587

を

土地	野々市市市中林三丁目188番	学校用地	104
土地	野々市市市中林三丁目189番	学校用地	66
土地	野々市市市中林三丁目190番	学校用地	51

土地	野々市中林三丁目188番1	学校用地	101
土地	野々市中林三丁目189番1	学校用地	56
土地	野々市中林三丁目190番1	学校用地	31

に改める。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

## 議案第四号

### 石川県手数料条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年六月十二日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表二十五の項イ中「トリコモナス病」を「トリコモナス症」に改め、同項ロ中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同項ハ中「結核病」を「結核」に改め、同項ホ中「ひな白痢」を「家きんサルモネラ症」に改め、同項ト中「ふそ病」を「腐蝕<sup>ヌ</sup>病」に改め、同項イ(1)中「炭そ」を「炭疽<sup>ヌ</sup>」に改め、同項ロ(2)中「炭そ」を「炭疽」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

家畜伝染病予防法等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年六月十二日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例

第一条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第八項中「第十五条の六の二第三項」の下に「及び法附則第五十九条第三項」を加える。

第八十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第百三十九条第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第六条中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

附則第七条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第十二条の八第三項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第二十二条 第七十五条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第七十八条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を令附則第三十八条で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第七十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行

い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第七十六条第一項及び第七十八条の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十六条第一項	一年六月以内、 同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十八条の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
	から六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
第七十八条の二第二項	六月以内	同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「（法）を「若しくは第五項（これらの規定を法）」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第五十三条第二十二項及び第二十三項」を「第五十三条第三十四項及び第三十五項」に、「第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十九条の九中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第五十一条第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改める。

第五十二条第一項中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に改め、同条第三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改め、同条第四項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第七項中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十四項」に改め、同条第八項中「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改める。

第五十四条の六、第五十四条の十三及び第五十四条の十九第一項中「納入書によつて」を削る。

第五十七条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別帰属益金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。）」及び「又は個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。）」を削る。

第六十条の三第二項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第五項中「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改める。

第八十三條第二項ただし書中「〇・セグラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

附則第二條第一項中「及び第三項」を削り、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「。以下この条」を「。以下この項及び第三項」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同條第二項中「及び第三項」を削り、「これら」を「同項」に、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同條に次の一項を加える。

3 前二項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前二項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第二條の二中「及び第三項に規定する」を「に規定する」に、「同條第二項及び第三項並びに」を「同項及び」に改める。

附則第二條の三第二項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

附則第十條第一項中「及び各連結事業年度分」を削り、同條第二項中「又は個別帰属法人税額」及び「及び各連結事業年度分」を削り、同條第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同條第四項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は同項第四号の二の個別帰属法人税額」を削り、「第五十三條第十二項」を「第五十三條第二十三項」に改め、同條第五項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同條第六項中「又は連結事業年度」及び「又は前連結事業年度」を削り、同條第七項中「又は連結事業年度」を削る。

附則第二十二條を附則第二十三條とし、附則第二十一條の次に次の一條を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第二十二條 法附則第六十條第一項の条例で定める入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事のうち、県内に事務所を有する者が行った又は行うこととしていたものの同條第一項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中石川県税条例第八十二条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第七項の規定  
令和二年十月一日
- 二 第二条のうち石川県税条例附則第二条の改正規定（同条第一項中「及び第三項」を削る部分及び同条第二項中「及び第三項」を削り、「これら」を「同項」に改める部分を除く。）及び同条例中附則第二十二條を附則第二十三條とし、附則第二十一條の次に一條を加える改正規定並びに次項の規定 令和三年一月一日
- 三 第二条中石川県税条例第五十四条の六、第五十四条の十三、第五十四条の十九第一項及び第八十二条第二項ただし書の改正規定並びに附則第八項の規定 令和三年十月一日
- 四 第二条（前二号に掲げる規定を除く。）及び附則第三項から第六項までの規定 令和四年四月一日
- 五 第一条中石川県税条例第百三十九条第一項第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日
- 六 第一条中石川県税条例附則第六条及び第七条第三項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（延滞金に関する経過措置）

- 2 前項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例附則第二条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（法人の県民税に関する経過措置）

- 3 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の石川県税条例（附則第五項において「四年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「四号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が四号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 4 別段の定めがあるものを除き、四号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び四号施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の石川県

税条例（附則第六項において「四年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（法人の事業税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、四号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、四号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（県たばこ税に関する経過措置）

7 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

8 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、県たばこ税の課税方式の見直し及び自動車税の特例措置の適用期限の延長等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第六号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正  
する条例について

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和二年六月十二日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成二十七年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、令和二年四月一日から適用する。
- 2 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表第三条の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第六号  
本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号

財産の取得について

のと里山空港における除雪作業の用に供するため、次の財産を取得する。

令和2年6月12日提出

1 財産の種類及び数量

空港用ロータリ除雪車 1台

2 取得金額 99,000,000円

3 取得の相手方

北海道札幌市手稲区曙五条五丁目1番10号

株式会社 NICHIGO

代表取締役 鈴木 隆 好

上記代理人 新潟県新潟市中央区東大通一丁目3番8号

株式会社 NICHIGO北陸営業所

所長 東野 孝 信

石川県知事 谷 正 憲

## 議案第八号

### 石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例について

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を次のように制定する。

令和二年六月十二日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例

##### (設置)

第一条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に関する医療提供体制の整備その他の対策の推進に要する経費の財源に充てるため、石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）において定める額とする。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

##### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に繰入することを妨げない。

##### (繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

##### (処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。

##### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備その他の対策を推進するため、石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

損害賠償額の決定について

石川県立中央病院で発生した医療事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 
- 2 賠償額 10,250,000円
- 3 賠償責任発生の事実等

石川県立中央病院に通院していた患者が、平成29年9月4日に胃内視鏡検査のため鎮静剤を注射した後、血行障害により右手全指の機能に後遺症が残った医療事故について、損害賠償金を支払うもの

議案第10号

財産の取得について

家畜保健衛生所における動物焼却の用に供するため、次の財産を取得する。

令和2年6月12日提出

- 1 財産の種類及び数量  
動物用焼却炉 2基
- 2 取得金額 152,350,000円
- 3 取得の相手方

東京都大田区大森北一丁目33番4号

インシナー工業株式会社

代表取締役 松本俊治

石川県知事 谷 正 憲

議案第11号

損害賠償額の決定について

令和元年8月19日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 59,202円
- 3 賠償責任発生の事実

令和元年8月19日午後10時10分頃、一般国道364号中、加賀市山中温泉薬師町地内において、道路法面からの落石が [REDACTED] の運転する軽自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

## 議案第12号

### 金沢港ガントリークレーン1号機損傷事故損害賠償請求事件に係る和解について

平成30年12月13日に発生した株式会社パンスターエンタープライズの所有するサンスタードリークレーン1号機損傷事故（以下「本件事故」という。）により生じた損害については、次のとおり和解するものとする。

#### 令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 和解する相手方

大韓民国釜山広域市中区ヘグワン路30

株式会社 パンスターエンタープライズ

代表理事 チェ・ヨンハク

代表理事 キム・ヒョンギョム

#### 2 和解の要旨

- (1) 株式会社パンスターエンタープライズ（以下「相手方」という。）は、石川県に対し、本件事故に係る全ての請求の完全かつ最終的な賠償として、令和2年7月31日限り、金330,000,000円を支払う。
- (2) 相手方が(1)の支払いを怠ったときは、相手方は石川県に対し、(1)の金員から既支払額を控除した残金及びこれらに対する令和2年8月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (3) 石川県は、上記支払いを受けた上は、相手方並びにサンスタードリークレーン（以下「本船」という。）及び本船船主が所有し又は裸傭船等しているその他の船舶の所有者、運航者、傭船者、承継者、P & Iクラブ、保険者、代理店、船長、乗組員及びその他従業員（以下、総称して「本船利害関係者」という。）に対して、本件事故に関し、いかなる請求も訴訟も訴求も行わないことを確認する。

- (4) 石川県は、上記支払いを受けた上は、(3)の船舶について発生した全ての先取特権等の権利を放棄し、上記請求権に基づき前記船舶又はそれらの船主が所有ないし管理するほかの船舶を差押えないこと、並びに上記請求権に関し日本及び世界などの場所においても本船利害関係者に対して法的措置をとらないことに同意する。
- (5) 石川県は、上記支払いを受けた上は、損傷を受けたクレーンの損傷復旧工事の請負業者等又はその他クレーンに利害関係のある者が、本件事故に起因又は関連して発生した損害及び損失に関して何らかの請求をなした場合は、自らの責任と費用においてそれを解決するものとする。
- (6) 石川県と相手方は、和解条項に定めるもののほか、本件事故に関し、両者の間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 石川県は、上記支払いを受けた上は、韓国船主責任相互保険組合が発行した保証状を相手方に返還するものとする。

議案第13号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和2年6月12日提出

1 工事の名称 七尾警察署庁舎建設工事（建築）

2 契約金額 921,800,000円

3 契約の相手方

戸田・杉本・アオイ特定建設工事共同企業体

代表者 七尾市府中町162番地

株式会社 戸田組

代表取締役 戸田 充

構成員 鹿島郡中能登町能登部上ヲ部95番地

株式会社 杉本工務店

代表取締役 小林 俊 幸

構成員 七尾市本府中町ル部45番地5

アオイ建設株式会社

代表取締役社長 姥 浦 秀 史

石川県知事 谷 本 正 憲

## 報告第1号

令和元年度石川県一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第12号

令和元年度石川県一般会計補正予算（第6号）

令和元年度の石川県一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 令和元年度石川県一般会計歳入補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和元年度石川県一般会計歳入補正予算

△印 減

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 県	税	153,693,000	274,132	153,967,132	
	1 県民税	49,703,000	21,506	49,724,506	
	2 事業税	37,310,000	310,000	37,620,000	
	4 不動産取得税	3,120,000△	11,123	3,108,877	
	8 軽油引取税	10,130,143△	28,000	10,102,143	
	9 自動車税	18,170,000△	17,992	18,152,008	
	11 狩猟税	12,000△	259	11,741	
	3 地方譲与税		21,146,890	4,530	21,151,420
		2 地方揮発油譲与税	1,900,000△	20,885	1,879,115
		3 石油ガス譲与税	100,000	1,172	101,172
		4 自動車重量譲与税	80,000	21,171	101,171
5 森林環境譲与税		42,000	330	42,330	

	6 航空機燃料譲与税	10,000	2,742	12,742
4 地方特例交付金		1,672,664	32,241	1,704,905
	1 地方特例交付金	667,664	124,956	792,620
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	1,005,000 △	92,715	912,285
5 地方交付税		122,856,667 △	324,843	122,531,824
	1 地方交付税	122,856,667 △	324,843	122,531,824
6 交通安全対策特別交付金		255,000	13,940	268,940
	1 交通安全対策特別交付金	255,000	13,940	268,940
15 県債		82,431,000	—	82,431,000
	1 県債	82,431,000	—	82,431,000
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>571,978,469</b>	<b>—</b>	<b>571,978,469</b>



砂防地すべり対策費	2,398,000				2,378,000
国直轄砂防事業費負担金	1,335,000				1,334,000
港湾管理費	2,272,000				2,309,000
国直轄港湾事業費負担金	649,000				695,000
街路事業費	1,072,000				1,071,000
都市計画整備費	764,000				761,000
公園整備費	1,543,000				1,540,000
建築指導費	96,000				95,000
高等学校整備費	1,901,000				1,773,000
特別支援学校整備費	263,000				254,000
土木施設災害復旧費	188,000				186,000
財産管理費	390,000				519,000
市町支援総務費	75,000				66,000
防災総務費	884,000				859,000
国直轄空港事業費負担金	29,000				28,000

報告第一号 令和元年度石川県一般会計補正予算(第六号)の専決処分報告について

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
交通対策費	5,617,000			5,531,000		
文化振興費	1,127,000			1,126,000		
スポーツ振興費	345,000			342,000		
計	82,431,000			82,431,000		

報告第2号

令和2年度石川県一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第1号

令和2年度石川県一般会計補正予算（第2号）

令和2年度の石川県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ590,392,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

令和2年6月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		63,485,353	100,000	63,585,353
	2 国庫補助金	30,380,905	100,000	30,480,905
14 諸収入		61,368,433	400,000	61,768,433
	6 雑入	10,240,548	400,000	10,640,548
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>589,892,000</b>	<b>500,000</b>	<b>590,392,000</b>

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 健康福祉費		90,602,983	100,000	90,702,983
	5 健康推進費	5,876,651	100,000	5,976,651
8 観光費		2,700,830	400,000	3,100,830
	1 観光戦略推進費	2,700,830	400,000	3,100,830

歳	出	合	計	589,892,000	500,000	590,392,000
---	---	---	---	-------------	---------	-------------

## 報告第3号

### 損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第10号

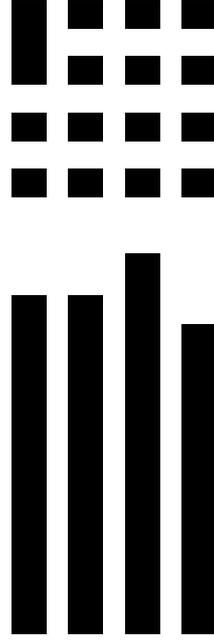
#### 損害賠償額の決定について

令和元年5月31日発生による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和2年3月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

1 相手方



石川県知事 谷 本 正 憲

2 賠償額 2,509,940円

3 賠償責任発生の事実

令和元年5月31日午後1時45分頃、金沢市森戸一丁目107番地先路上において、工業試験場専門研究員根田崇史の運転する小型貨物自動車が[REDACTED]の運転する[REDACTED]所有の小型乗用自動車に追突し、同車に損害を与えたとともに、同人に対し46日間、同乗の[REDACTED]に対し28日間及び[REDACTED]

■ に対し16日間の通院加療を要する被害を与えたもの

## 報告第4号

### 損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 専決第2号

##### 損害賠償額の決定について

令和2年1月13日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和2年6月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

- |   |           |          |
|---|-----------|----------|
| 1 | 相手方       | ■■■■■    |
| 2 | 賠償額       | 308,286円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 |          |

令和2年1月13日午後7時00分頃、金沢市本町二丁目17番25号駐車場において、国際交流課主任事橋場真美の運転する小型乗用自動車<sup>が</sup>駐車中の■■■■■所有の小型乗用自動車に接触し、同車に損害を与えたもの

報告第5号

令和元年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和元年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左 の 財 源			内 財 源 訳	
						未 収 入 金	特 定 財 源		一 般 財 源	
							国 支 出 金	地 方 債		そ の 他
2 総務費			25,027,000	25,027,000		25,000,000				27,000
	5 防災救助費		25,027,000	25,027,000		25,000,000				27,000
3 企画振興費		航空防備費	25,027,000	25,027,000		25,000,000				27,000
		防災費	2,025,213,000	1,499,717,964		995,000,000		37,689,662		467,028,302
	1 企画振興費		2,025,213,000	1,499,717,964		995,000,000		37,689,662		467,028,302
		国立工芸館移転整備費	40,000,000	37,622,300		20,000,000		14,311,652		3,310,648
		北陸新幹線建設費	1,630,213,000	1,107,095,664		975,000,000		23,378,010		108,717,654

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源
					既 特 定 財 源	未 収 入	定 財 源		
							国 支 出 金	地 方 債	
4 県民文化 スポーツ費		鉄道軌道安全輸送 設備等整備事業費	55,000,000	55,000,000					55,000,000
		小松空港活性化 促進	128,000,000	128,000,000					128,000,000
		のと里山空港活性化 推進活動	172,000,000	172,000,000					172,000,000
2 スポーツ 文化			1,051,008,000	1,051,007,828		359,923,000	587,000,000		104,084,828
			1,051,008,000	1,051,007,828		359,923,000	587,000,000		104,084,828
		新県立図書館 整備推進費	1,024,595,000	1,024,594,828		359,923,000	568,000,000		96,671,828
5 健康福祉費		スポーツ施設整備費	26,413,000	26,413,000			19,000,000		7,413,000
			1,454,711,000	880,279,118		298,047,559			197,729,559
			266,436,000	263,974,000		20,160,000			5,667,000
1 高齢 福祉		介護サービス基盤 整備事業費	266,436,000	263,974,000		20,160,000			5,667,000
3 障害福祉費			771,147,000	219,291,000		146,194,000			73,097,000
		障害者支援 施設整備費	771,147,000	219,291,000		146,194,000			73,097,000
5 健康推進費			283,400,000	267,931,118		121,965,559			118,965,559
		新型コロナウイルス 感染症対策事業費	283,400,000	267,931,118		121,965,559			118,965,559

7 医薬看護費	緊急時医療施設整備等事業費	133,728,000	129,083,000	119,355,000	9,728,000				
	地域医療連携推進事業費	124,000,000	119,355,000	119,355,000					
6 生活環境費		58,230,000	58,010,000		31,500,000	23,000,000			3,510,000
	1 生活環境費	58,230,000	58,010,000		31,500,000	23,000,000			3,510,000
	生活基盤施設耐震化等事業費	31,500,000	31,500,000		31,500,000				
	自然公園施設費	26,730,000	26,510,000			23,000,000			3,510,000
7 商工労働費		117,359,000	116,639,317		37,269,000				79,370,317
	1 商工費	109,359,000	109,269,000		37,269,000				72,000,000
	食品産業対策等費	32,359,000	32,269,000		32,269,000				
	港湾振興対策費	31,000,000	31,000,000						31,000,000
	経営安定支援資金	16,000,000	16,000,000						16,000,000
	信託減価償料費	20,000,000	20,000,000						20,000,000
	地場産業経営安定化支援基金	10,000,000	10,000,000		5,000,000				5,000,000
		8,000,000	7,370,317						7,370,317
	2 労働費								

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源の内訳			一般財源	
						収入 財源	未収入 財源			
							国 支 出 金	地 方 債		そ の 他
		雇用改善等事業費	8,000,000	7,370,317					7,370,317	
8 観光費			972,000,000	972,000,000			176,500,000	98,000,000	697,500,000	
	1 観光戦 略推 進費		972,000,000	972,000,000			176,500,000	98,000,000	697,500,000	
		観光交 流運 営設 備整 修費	196,000,000	196,000,000			98,000,000	98,000,000		
		観光企 画推 進費	213,500,000	213,500,000			36,750,000		176,750,000	
		誘客戦 略推 進費	333,800,000	333,800,000			22,650,000		311,150,000	
9 農水 産業 費		海外誘 客事 業報 費	168,700,000	168,700,000			14,100,000		154,600,000	
		海外誘 客事 業地 費	60,000,000	60,000,000			5,000,000		55,000,000	
			8,681,464,000	8,480,933,907	68,739,689		5,476,074,026	1,730,000,000	556,753,745	
	1 農 業 費			1,121,039,000	1,097,604,000			1,097,604,000		
			担い手 支援 費	45,279,000	45,279,000			45,279,000		
			鳥獣 対策 費	267,049,000	252,116,000			252,116,000		
			水田 確立 費	805,111,000	796,609,000			796,609,000		
		いしか わの 里山 利用 ・保 全事 業費	3,600,000	3,600,000			3,600,000			

2 畜産業費	環境保全対策事業費	516,960,000	516,960,000		272,240,000	81,000,000		163,720,000
	家畜保健衛生対策事業費	339,960,000	339,960,000		190,950,000			149,010,000
3 農地費	営農対策事業費	177,000,000	177,000,000		81,290,000	81,000,000		14,710,000
	県営ほ場整備事業費	4,566,900,000	4,548,364,024	19,157,134	2,721,631,226	1,081,000,000	538,019,195	188,556,469
	県営土地改良総合整備事業費	2,458,404,000	2,455,494,524	11,204,550	1,432,052,550	632,000,000	291,936,600	88,300,824
	広域営農団地農道整備事業費	28,613,000	28,612,100		14,306,000	7,000,000	7,153,000	153,100
	県営一般農道整備事業費	400,021,000	392,120,500		192,010,000	129,000,000	57,603,000	13,507,500
	農村総合整備事業費	8,164,000	8,163,100		4,081,500	2,000,000	2,040,750	40,850
	県営かんがい排水事業費	194,458,000	194,456,600		182,164,500	10,000,000		2,292,100
	基幹水利施設予防保全対策事業費	110,864,000	110,861,600		55,430,500	27,000,000	27,715,250	715,850
	担い手育成畑地帯総合整備事業費	369,920,000	369,915,200		206,981,350	74,000,000	79,767,975	9,165,875
	国営造成揚水施設等管理事業費	7,368,000	7,366,700		3,683,000	1,000,000	1,841,500	842,200
国営造成施設管理体整備促進事業費	73,648,000	73,647,000	4,338,654	27,036,426			42,271,920	
地籍調査費	3,500,000	3,498,800		1,749,000		874,500	875,300	
		13,875,000	13,875,000		9,250,000			4,625,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 入 財 源	左の財源の内訳			一般財源	
						未 収 入 財 源	定 額			其 他
							国 支 出 金	地 方 債		
		農業水路等長寿命 化・防災減災事業費	130,000,000	130,000,000		71,500,000	35,000,000	22,750,000	750,000	
		朽たぬ池費	157,475,000	155,372,100	3,043,930	120,859,100	22,000,000	7,588,440	1,880,630	
		用水施設費	130,742,000	129,041,000		68,520,500	36,000,000	23,098,610	1,421,890	
		地すべり対策事業費	91,188,000	89,886,100		42,792,500	38,000,000		9,093,600	
		農業用施設石綿対策 特別事業費	40,619,000	40,418,500		21,679,900	13,000,000	3,941,800	1,796,800	
		海岸保全施設 整備事業費	35,813,000	34,411,300	570,000	17,205,500	15,000,000	462,330	1,173,470	
		県震災対策農業費 施設整備事業費	59,571,000	59,069,000		32,487,400	19,000,000	6,045,440	1,536,160	
		団体営震災対策 農業施設整備事業費	8,000,000	8,000,000		8,000,000				
		農村地域防災減災 調査設計事業費	151,772,000	151,269,900		137,841,500	9,000,000		4,428,400	
		県単農地防災事業費	2,885,000	2,885,000					2,885,000	
		土地改良施設豪雨 対策事業費	40,000,000	40,000,000		22,000,000	12,000,000	5,200,000	800,000	
		団体営農村地域防災 減災総合整備事業費	50,000,000	50,000,000		50,000,000				
	4 林業費		2,193,636,000	2,064,986,883	44,517,355	1,255,488,800	464,000,000	18,734,550	282,246,178	
		造林事業費	701,874,000	614,570,146		367,404,800			247,165,346	

	いしかわ森林環境基金事業費	95,603,000	64,998,355	44,517,355	20,481,000			
	他産業との連携による林業収益向上対策事業費	20,000,000	20,000,000		20,000,000			
	森林整備・林業活性化事業費	359,668,000	359,668,000		359,668,000			
	林道開設事業費	36,324,000	36,324,000		25,946,000			10,378,000
	県営林道開設事業費	132,898,000	127,659,460		62,335,000	43,000,000	18,734,550	3,589,910
	林道保全事業費	1,800,000	1,800,000		1,500,000			300,000
	林道改良事業費	18,784,000	18,784,000		14,987,000			3,797,000
	県有林道改良事業費	249,120,000	249,120,000		101,560,000	145,000,000		2,560,000
	山地治山事業費	391,096,000	385,594,686		188,381,000	186,000,000		11,213,686
	防災林整備事業費	80,823,000	80,822,700		40,411,000	40,000,000		411,700
	水源地域整備事業費	105,646,000	105,645,536		52,815,000	50,000,000		2,830,536
	5 水産業費	282,929,000	253,019,000	5,065,200	129,110,000	104,000,000		14,843,800
	大型魚礁設置事業費	19,966,000	15,766,000		7,883,000	7,000,000		883,000
	広域型増殖場造成事業費	44,332,000	41,432,000		20,716,000	18,000,000		2,716,000
	漁港修築費	107,036,000	105,136,000		53,268,000	46,000,000		5,868,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定財源	左の財源の内訳				一般財源
						未 収入 国 支 出 金	未 収入 特 定 地 方 債	財 源		
								財 源	財 源	
10 土木費	2 道路 橋りょう費	漁港改修費	46,864,000	42,750,000	3,828,400	21,075,000	16,000,000			1,846,600
		漁港局部改良費	12,872,000	12,468,000	1,236,800	6,184,000	4,000,000			1,047,200
		漁港機能保全費	43,626,000	30,166,000		14,683,000	13,000,000			2,483,000
		市町漁港 助成費	8,233,000	5,301,000		5,301,000				
			41,221,515,000	33,532,324,126	264,759,237	12,778,790,519	13,410,000,000	2,015,088,792	5,063,685,578	
			18,424,839,000	15,609,716,491	93,386,781	4,815,519,028	6,748,000,000	975,507,586	2,977,303,096	
			2,847,374,000	2,560,000,000		645,168,801	1,160,000,000		754,831,199	
			7,243,433,000	6,002,809,831		1,641,266,995	2,386,000,000		1,975,542,836	
			638,579,000	580,398,475		371,418,962	185,000,000		23,979,513	
			985,249,000	890,927,245		466,463,623	418,000,000		6,463,622	
			417,254,000	402,721,465		212,999,107	183,000,000		6,722,358	
			347,328,000	318,498,400		198,098,640	118,000,000		2,399,760	
			310,050,000	302,110,700		151,055,350	151,000,000		55,350	
			2,662,192,000	2,253,415,625		1,129,047,550	1,050,000,000		74,368,075	

	いしかわ広域交通幹線整備事業費	651,000,000	540,000,000	53,347,528		485,000,000		1,652,472
	観光石川周遊回廊整備事業費	160,000,000	97,000,000	5,032,163		79,000,000	4,392,500	8,575,337
	安全・安心道路整備事業費	59,000,000	53,000,000	5,111,292		43,000,000		4,888,708
	県単道路改良費	287,000,000	221,373,140	26,778,034		171,000,000	2,400,000	21,195,106
	県耐震化事業費	825,000,000	621,300,000				621,300,000	
	道路受託事業費	372,000,000	347,281,400				347,281,400	
	県単道路特別整備費	53,614,000	32,514,500	3,117,764		27,000,000	133,686	2,263,050
	道路環境改善費	421,422,000	283,264,078			232,000,000		51,264,078
	災害に強い道路整備事業費	92,344,000	60,233,632			60,000,000		233,632
	雪水対策事業費	52,000,000	42,868,000					42,868,000
3	河川海岸費	15,075,255,000	11,425,150,274	37,250,771	6,016,566,727	4,722,000,000	293,057,519	356,275,257
	広域河川改修費	8,300,853,000	5,962,799,957		3,746,542,440	2,026,000,000		190,257,517
	緊急河川堆積土砂対策費	726,000,000	525,999,336		233,755,690	291,000,000		1,243,646
	河川環境整備費	10,000,000	6,799,680		3,399,840	3,000,000		399,840
	情報基盤緊急整備事業費	267,000,000	228,623,684		114,311,842	109,000,000		5,311,842

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源の内訳				一般財源	
					既 特 定 財 源	未 収 入 金	収入源			財 源 其 他
							国 支 出 金	地方債		
		都市基盤河川改修費	71,000,000	57,327,000			57,000,000		327,000	
		県単河川改良費	18,198,000	13,294,100			13,000,000		294,100	
		河川改良受託事業費	319,200,000	189,650,000				189,650,000		
		堰堤改良費	398,967,000	320,212,188	9,017,041	98,594,677	135,000,000	63,307,237	14,293,233	
		県単河川防災費	269,014,000	194,956,411			186,000,000		8,956,411	
		通常砂防事業費	1,988,243,000	1,712,574,515		854,267,258	785,000,000		73,307,257	
		地すべり対策事業費	750,752,000	584,294,920		290,346,294	273,000,000		20,948,626	
		急傾斜地崩壊対策事業費	977,936,000	783,440,507	28,233,730	354,483,246	331,000,000	40,100,282	29,623,249	
		県単砂防地すべり対策事業費	59,754,000	40,499,900			40,000,000		499,900	
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	5,000,000	3,300,000			3,000,000		300,000	
		県対単策土石業流費	165,958,000	158,955,196			158,000,000		955,196	
		海岸侵食対策費	747,380,000	642,422,880		320,865,440	312,000,000		9,557,440	
	4 港湾費		1,241,388,000	984,357,355	28,337,400	261,297,547	438,000,000	181,742,078	74,980,330	
		金沢港夜間景観創出事業費	100,000,000	100,000,000			54,000,000	40,000,000	6,000,000	

	県単港湾改良費	5,000,000	4,378,000	1,970,100					2,407,900
	港湾修繕費	233,500,000	101,273,230				57,000,000	24,194,807	20,078,423
	金沢港埋立地整備事業費	106,025,000	84,997,700				64,000,000		20,997,700
	港湾改修費	439,755,000	427,929,800	24,117,300	164,278,734	147,000,000		76,697,746	15,836,020
	港湾補修費	60,000,000	60,000,000	2,250,000	20,000,000	31,000,000		6,750,000	
	港湾環境整備費	234,145,000	144,190,625		46,224,813	57,000,000		34,099,525	6,866,287
	港湾海岸高潮対策費	62,963,000	61,588,000		30,794,000	28,000,000			2,794,000
5	都市計画費	6,375,674,000	5,408,741,006	105,784,285	1,685,407,217	1,409,000,000		564,781,609	1,643,767,895
	土地区画整理事業費	821,632,000	807,529,435		212,646,329				594,883,106
	街路事業費	2,938,156,000	2,445,305,597	77,114,535	643,554,122	534,000,000		401,818,963	788,817,977
	県単街路事業費	28,386,000	24,710,976	1,034,750		16,000,000		5,089,744	2,586,482
	兼六園下交差点周辺整備事業費	416,902,000	366,338,740			38,000,000		157,872,902	170,465,838
	農業集落排水事業費	90,900,000	90,900,000		90,900,000				
	生活排水処理対策費	17,000,000	17,000,000		8,500,000				8,500,000
	能登歴史公園整備費	70,000,000	70,000,000		35,000,000	35,000,000			

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 入 源	左の財源内訳			一般財源
						未 収 入 金	特 定 地 方 債	財 源 其 他	
		白山ろくテマパーク 整備費	15,400,000	13,506,022		6,733,722	6,000,000		772,300
		金沢城公園整備費	1,191,000,000	1,017,394,253		469,262,350	503,000,000		45,131,903
		公園施設安全安心 対策費	307,650,000	277,868,950		138,934,475	134,000,000		4,934,475
		木場潟公園整備費	279,148,000	179,201,655		79,876,219	90,000,000		9,325,436
		県単公園事業費	199,500,000	98,985,378	27,635,000		53,000,000		18,350,378
	6 建築住宅費		104,359,000	104,359,000			93,000,000		11,359,000
		市街地再開発事業費	104,359,000	104,359,000			93,000,000		11,359,000
12 教育費			984,332,000	697,359,800		242,655,000	397,000,000		57,704,800
	2 小中学校費		3,600,000	3,600,000		3,600,000			
		情報設備充実費	3,600,000	3,600,000		3,600,000			
	3 高等学校費		792,039,000	523,104,800		150,885,000	316,000,000		56,219,800
		空調設備整備費	237,952,000	221,334,800			166,000,000		55,334,800
		校内高速通信 ネットワーク整備費	554,087,000	301,770,000		150,885,000	150,000,000		885,000
	4 特別支校 学費		187,313,000	169,275,000		88,170,000	81,000,000		105,000

	情報設備充実費	7,065,000	7,065,000		7,065,000								
	校内高速通信ネットワーク整備費	180,248,000	162,210,000		81,000,000								105,000
	5 社会教育費	1,380,000	1,380,000										1,380,000
	史跡名勝天然記念物保存事業費	1,380,000	1,380,000										1,380,000
13 災害復旧費		982,127,000	824,803,043		560,598,943								91,204,100
	1 農林水産業施設災害復旧費	680,335,000	628,992,943		508,618,943								13,374,000
	元年発生団体営災害復旧費	75,000,000	30,561,943		30,561,943								
	元年発生林道災害復旧費	54,360,000	53,058,000		53,058,000								
	元年発生県有林道災害復旧費	220,975,000	215,373,000		210,499,000								874,000
	白山白川郷ホワイトロード災害復旧費	330,000,000	330,000,000		214,500,000								12,500,000
	2 土木施設災害復旧費	301,792,000	195,810,100		51,980,000								77,830,100
	30年発生土木施設災害復旧費	94,696,000	39,658,700		26,453,000								2,205,700
	元年発生土木施設災害復旧費	207,096,000	156,151,400		25,527,000								75,624,400
	合 計	57,572,986,000	48,138,102,103	718,000,926	19,961,358,047	17,438,000,000	2,609,532,199	7,411,210,931					

報告第6号

令和元年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和元年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の 内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			明 説
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9 農 水 産 業 費	3 農 地 費	林 産 業 費	467,458,280	423,591,880	43,866,400		43,866,400	6,579,900	35,933,000	1,353,500	
			467,458,280	423,591,880	43,866,400		43,866,400	6,579,900	35,933,000	1,353,500	法面が崩壊し、工事の 施工に不測の日数を要 したため
<b>合</b>		<b>計</b>	<b>467,458,280</b>	<b>423,591,880</b>	<b>43,866,400</b>		<b>43,866,400</b>	<b>6,579,900</b>	<b>35,933,000</b>	<b>1,353,500</b>	

報告第7号

令和元年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源			内訳		一般会計 から繰入	
					既 特定 収入源	未 収 入		財 源 定 額	財 源		
						国 支 出 金	地 方 債		そ の 他		円
1 港湾 整備 事業 費			72,000,000	65,000,000		65,000,000					
	2 整備 費		72,000,000	65,000,000		65,000,000					
合		計	72,000,000	65,000,000		65,000,000					

報告第8号

令和元年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度石川県流域下水道特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左 の 財 源 内 訳			一般会計 から繰入	
						未 収 入 国 支 出 金	財 源 定 額			
							地方債	その他		
1 流域下水道 事業費	1 建設費		1,722,362,000	1,722,352,511		1,054,722,808	334,000,000	332,965,303	664,400	
			1,722,362,000	1,722,352,511		1,054,722,808	334,000,000	332,965,303	664,400	
		梯 建	川 処 理 区 費	526,215,000	526,212,079		334,891,802	96,000,000	95,320,277	
		大 建	聖 寺 川 処 理 区 費	557,357,000	557,353,043		346,313,406	106,000,000	105,039,637	
		犀 建	川 処 理 区 費	638,790,000	638,787,389		132,000,000	132,605,389	664,400	
<b>合</b>		<b>計</b>	<b>1,722,362,000</b>	<b>1,722,352,511</b>		<b>1,054,722,808</b>	<b>334,000,000</b>	<b>332,965,303</b>	<b>664,400</b>	

報告第9号

令和元年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和元年度石川県立中央病院事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						自己資金	損留保			
1 資本的支出			5,559,573,000	5,521,807,217	6,017,000	6,017,000		31,748,783		
	1 病院建設改良費		2,327,074,000	2,289,309,179	6,017,000	6,017,000		31,747,821		
		資産購入費	482,087,000	444,338,011	6,017,000	6,017,000		31,731,989		物品の納入に不測の日数を要したため

報告第10号

令和元年度石川県立高松病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和元年度石川県立高松病院事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年度石川県立高松病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損留保資金			
1 資本的支出			1,029,561,000	839,184,713	190,169,800	190,000,000	169,800	206,487		
	1 病院建設改良費		770,637,000	580,260,903	190,169,800	190,000,000	169,800	206,297		
		病院整備施設費	758,057,000	567,885,903	190,169,800	190,000,000	169,800	1,297		資材の調達に不測の日数を要したため

報告第11号

令和元年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和元年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する購入限度額	説明
						企業債	損留保勘定資金			
1	建設改良費	送水施設建設改良事業費	5,726,542,000	5,097,988,971	621,300,000	621,000,000	300,000	7,253,029		
			2,523,293,000	1,894,739,976	621,300,000	621,000,000	300,000	7,253,024		
			2,020,000,000	1,398,700,000	621,300,000	621,000,000	300,000			関係機関との調整に不測の日数を要したため